

スポーツ振興センター 災害共済給付申請手続きについて

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷の医療費が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合を言います。

- ①授業中（特別活動中を含む）
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中
- ④通常の経路及び方法による通学（登下校）中

2 給付金額

① 支給費

医療保険並みの療養に要する費用の10分の4（そのうち10分の1の分は療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

② 支給対象額

初診から治癒までの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5000円以上
つまり、医療費総額の3割分（自己負担）が1500円以上

3 給付基準

- ① 同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付（たとえば、児童福祉法の育成医療）などを受けたときは、その受けた価額の限度において、給付を行いません。
- ④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒にかかわる災害については、医療費の給付は行われません。

